

半島振興法に基づく産業振興促進計画を策定する地区として関係大臣が認定した地区一覧

(R6.4.1現在)

半島振興対策 実施地域の名称*	産業振興促進計画の作成主体及び区域	計画の期間	(参考) 地域指定*	
渡島地域	乙部町	H30.12.1～H35.3.31	S61.3.31	
	知内町、上ノ国町	H31.1.1～H35.3.31	S61.3.31	
	福島町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31	
	北海道 函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町の区域に限る。)、長万部町、今金町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31	
	厚沢部町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31	
	北斗市、松前町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、江差町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
	せたな町	R3.4.1～R8.3.31	S61.3.31	
積丹地域	岩内町、泊村、積丹町	H31.4.1～R7.3.31	S63.12.23	
	北海道 共和町、神恵内村、古平町、仁木町	H31.4.1～H36.3.31	S63.12.23	
	余市町	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23	
津軽地域	つがる市	H30.5.1～H35.3.31	S61.3.31	
	青森県 今別町、蓬田村、外ヶ浜町、中泊町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31	
	板柳町、鶴田町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31	
	五所川原市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
下北地域	青森県 野辺地町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	H31.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
	むつ市、横浜町、東北町(旧東北町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
男鹿地域	秋田県 大潟村	H31.4.1～R7.3.31	S63.12.23	
	男鹿市、潟上市(旧天王町の区域に限る。) <sup>注1</sup> 、三種町(旧八竜町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23	
南房総地域	千葉県 大多喜町	H31.1.1～H35.3.31	S61.3.31	
	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、御宿町、鋸南町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
能登地域	富山県 氷見市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
	石川県 七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
伊豆中南部地域	静岡県 松崎町、沼津市(旧戸田村の区域に限る。)、西伊豆町、伊豆市、下田市、南伊豆町、河津町、東伊豆町	R4.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
紀伊地域	三重県 伊勢市、松阪市(旧松阪市、旧飯南町及び旧飯高町の区域に限る。)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
	奈良県	川上村	H31.2.1～H35.3.31	S61.3.31
		黒滝村、野迫川村	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
		天川村、下北山村、上北山村、東吉野村	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
		五條市、吉野町、大淀町、下市町、十津川村	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
	和歌山県	由良町	H30.4.1～H35.3.31	S61.3.31
	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31	
	かつらぎ町、すさみ町	R3.4.1～R8.3.31	S61.3.31	
	高野町、紀美野町	R4.4.1～R7.3.31	S61.3.31	

半島振興対策 実施地域の名称*	産業振興促進計画の作成主体及び区域		計画の期間	(参考) 地域指定*
丹後地域	京都府	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
島根地域	島根県	松江市(旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町及び旧八束町の区域に限る。)、出雲市(旧平田市及び旧大社町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
江能倉橋島地域	広島県	呉市(旧音戸町及び旧倉橋町の区域に限る。)、江田島市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
室津大島地域	山口県	上関町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
		周防大島町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
		柳井市、平生町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
佐田岬地域	愛媛県	伊方町	H31.2.1～H35.3.31	S61.3.31
		八幡浜市	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
		西予市(旧三瓶町の区域に限る。)	R1.10.1～R6.3.31	S61.3.31
幡多地域	高知県	宿毛市、土佐清水市、四万十市(旧中村市の区域に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23
東松浦地域	佐賀県	唐津市(旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域に限る。)、玄海町	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23
	長崎県	松浦市(旧鷹島町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	H23.3.2
北松浦地域	佐賀県	伊万里市	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23
	長崎県	松浦市(旧松浦市及び旧福島町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31 <sup>注3</sup> S63.12.23 <sup>注3</sup>
		佐世保市(旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町及び旧浅子町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31 <sup>注5</sup> S63.12.23 <sup>注5</sup>
		平戸市(旧平戸市、旧生月町及び旧田平町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31 <sup>注2</sup> H4.12.11 <sup>注2</sup>
		佐々町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
西彼杵地域	長崎県	西海市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31 <sup>注4</sup> H12.12.20 <sup>注4</sup>
		長崎市(旧野母崎町、旧三和町、旧外海町及び旧琴海町の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
島原地域	長崎県	島原市、諫早市(旧森山町の区域に限る。)	H31.4.1～R7.3.31	S61.3.31
		雲仙市、南島原市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
宇土天草地域	熊本県	宇城市(旧三角町及び旧不知火町の区域に限る。)、宇土市、上天草市、苓北町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
		天草市(旧本渡市、旧半深市並びに旧天草郡有明町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の区域に限る。)	R4.4.1～R7.3.31	S61.3.31
国東地域	大分県	豊後高田市、杵築市、国東市、日出町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31

半島振興対策 実施地域の名称*	産業振興促進計画の作成主体及び区域	計画の期間	(参考) 地域指定*
大隅地域	宮崎県 串間市、日南市(旧南郷町の区域に限る。)	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
	垂水市、曾於市、東串良町	H31.4.1～H36.3.31	S61.3.31
	鹿児島県 鹿児島市(旧鹿児島市(野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、 黒神町及び高免町)の区域に限る。)	R2.4.1～R7.3.31	S63.12.23
	鹿児島市(旧桜島町の区域に限る。)、鹿屋市、志布志市、大崎町、 錦江町、南大隅町	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31
	肝付町	R4.4.1～R7.3.31	S61.3.31
薩摩地域	南九州市	H30.4.1～H35.3.31	S61.3.31
	鹿児島県 鹿児島市(旧喜入町、旧松元町及び旧郡山町の区域に限る。)、日置市、 南さつま市、枕崎市、指宿市、いちき串木野市	R2.4.1～R7.3.31	S61.3.31

注1 対象業種は製造業に限定

注2 旧平戸市及び旧田平町の区域はS61.3.31、旧生月町の区域はH4.12.11

注3 旧松浦市の区域はS61.3.31、旧福島町の区域はS63.12.23

注4 旧西彼町、旧西海町及び旧大瀬戸町の区域はS61.3.31、旧大島町及び旧崎戸町の区域はH12.12.20

注5 旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町及び旧鹿町町の区域はS61.3.31、佐世保市浅子地区の区域はS63.12.23

\* 特別償却を適用する場合に法人税の確定申告書に添付することとされている付表(特別償却の付表(十八))との対応関係は次のとおり。  
「半島振興対策実施地域の名称」:17「特定地域の名称」、「地域指定」:16「特定地域の指定等年月日」